

---

家族や生活が国境を越える時代に  
国籍はく奪は許されるか

# 国籍はく奪条項違憲訴訟

## 控訴審判決へ向けて

---

(自由人権協会京都 2021年12月定例会での報告を元に再構成しました。)

2022年10月1日

国籍はく奪条項違憲訴訟

控訴人 (原告) ら弁護士事務局

弁護士 仲 晃生

---



# 本日の内容

- 1 国籍はく奪条項とは？
- 2 国籍はく奪条項違憲訴訟
  - (1) 提訴の経緯
  - (2) 19世記の遺物、ゾンビ条項
  - (3) 主な争点
  - (4) 地裁判決
  - (5) 控訴審の闘い
- 3 「重なり合うコンセンサス」の可能性





# 1 国籍はく奪条項とは？

国籍法 1 1 条 1 項

「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を  
取得したときは、日本の国籍を失う。」

この条項で日本国籍を失ったノーベル賞受賞者

南部陽一郎さん 中村修二さん

カズオ イシグロさん 眞鍋淑郎さん

この条項がなければ英国籍を取得していただろうミュージシャン

リナ サワヤマ さん

この条項がなければ現地国籍を取得してもっと活躍できるんじゃないのと思われるサッカー選手

久保建英選手 (マジョルカ)



国籍はく奪条項は、

- 日本国民の海外での活躍・生活の足かせになっている。
- 日本国内で国際カップルから生まれた子どもが、この条項のせいで日本国籍を失うケースも多数起きている。

参考 [japaneserussiankids's blog](#)

19世紀の遺物

ゾンビ条項



## 2 国籍はく奪条項違憲訴訟

### (1) 提訴の経緯

---



# 提訴の経緯

- ▶原告 外国籍を取得した人 6名（スイス、リヒテンシュタイン）  
外国籍の取得を希望している人 2名（スイス、フランス）
  - ▶請求の内容
    - 既に取得した人 : 日本国籍を有することの確認（行訴4条）、国家賠償請求
    - 取得を希望している人 : 外国籍を取得しても日本国籍を失わない地位の確認（行訴4条）
  - ▶提訴 2018年3月
  - ▶管轄 東京地方裁判所
-



# 原告の横顔① 原告代表Aさん

- (1) 1970年頃にスイスに渡り、スイスで事業を展開しているAさん。
  - (2) スイスで公共事業に入札するには会社の所有者がスイス国籍でなければならない。そこで2000年頃、スイス国籍を取得。国籍法11条1項は知らなかった。
  - (3) 十数年が経ったある年、例年通り、大使館に年金関連の申請に行った。スイス国籍を取得しているのではないかと前年までにはなかった質問を受け、「はい」と答えた。そして、スイス国籍取得の証明書の提出を求められることになった。
  - (4) 大使館職員の行動に不審な点が多い。何かおかしいと思い、国籍法について調べはじめ、国籍法11条1項は間違っている（内容も、運用も）と思うに至った。
  - (5) 誰かがこの問題を提起しなくてはと提訴を決意。友人たちも参加して提訴へ。
-



## 原告の横顔② 原告Bさん

2000年頃、大学を卒業してスイスへ留学。苦学して学位を取得。たまたま縁のあった現地企業から誘われて、就労ビザを得て、働きはじめる。

10年の勤続を経てCパーミッションを取得。台湾出身の女性と結婚。スイス在留上の資格の不安定さや社会保障の不利益などでスイス国籍を取得したいと望んでいる。しかし、日本への思いも強く、取得に踏み切れないでいる。

---



# 原告たちの想いと時代背景

- 2016年、蓮舫氏の「二重国籍」騒動

日本では「二重国籍」（複数国籍）に対する反発が強い。

「国籍はく奪」を争ってほしい。

ちなみに 2021年9月24日 日弁連 内閣総理大臣・法務大臣宛て勧告  
日台複数籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件（勧告）

---



## 2 国籍はく奪条項違憲訴訟

(2) 19世紀の遺物、ゾンビ条項

---



# 歴史から眺めてみる

## 現行国籍法11条1項（1950年）

「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」

## 明治国籍法20条（1899年）

「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ」

## 明治国籍法20条の提案理由

- ①日本人にしておいても**益なし**。
  - ②**複数国籍発生**の防止（**兵役衝突**）
-



# 日本人にしておいても益なし？

	大日本帝国憲法（1889年）	日本国憲法（1947年）
性質	欽定憲法	民定憲法
主権者	天皇（国会も立法の参与機関）	国民（国会は国権の最高機関）
国籍	臣民（Subject）たる地位	①日本の構成員の資格、 ②日本において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位 (2008年6月4日最高裁大法廷国籍法違憲判決)
原理等	権利・自由は恩恵、臣民の道。 法の下での平等は公務就任権の	基本的人権尊重主義、個人の尊重、平和主義



# 裁判例から眺めてみる 個人にとっての国籍

- 国家と個人の間「**愛着の社会的事実、存在の真正な結びつき、利益及び感情を基礎として、相互の権利及び義務の存在を伴う法的紐帯**」（国際司法裁判所1955年4月6日ノッテボーム事件判決22頁）
  - 国籍と人格権の関係について、「（人の出自・）国籍は**自己の起源を認識する契機**として、いずれも**自我の確立に深く結びついて**おり、これらは**人格権の重要な要素**」（東京地裁2012（平成24）年11月7日判決）
-



# 複数国籍の発生防止？

## 国籍唯一の原則

国籍法抵触条約（1930年）

複数国籍は、不可避免的に発生して、防止は不可能。

- ・ 国籍に関する「主権尊重の原則」
- ・ 生地主義と血統主義
- ・ 徹底しようとする外国法の奴隷になる（梅謙次郎）

国籍法抵触条約も、その願望が実現できないことを前提に、実務的な処理を追求。「原則」ではなく「願望」の類。



# 複数国籍の発生防止？

国籍唯一原則

国籍法抵触条約（1930年）

複数国籍は、不可避免的に発生して、防止は不可能。

- ・ 国籍に関する「主権尊重の原則」
- ・ 生地主義と血統主義
- ・ 徹底しようとする外国法の奴隷になる（梅謙次郎）

国籍法抵触条約も、その願望が実現できないことを前提に、実務的な処理を追求。「原則」ではなく「願望」の類。



# 複数国籍防止の理由は？

①外交保護権の衝突

⑥複数の国家に自由に入出国したり居住できたりすることが法的に保護された利益ではないこと

複数国籍の弊害  
(国の主張)

⑤入国管理業務の阻害

②兵役義務の衝突

③納税義務の衝突

④重婚の発生



# 複数国籍防止の理由は？

①外交保護権の衝突

⑥複数の国家に自由に入出国したり居住できたりすることが法的に保護された利益ではないこと

複数国籍の弊害  
(国の主張)

⑤入国管理業務の阻害

②兵役義務の衝突

③納税義務の衝突

④重婚の発生



# 複数国籍防止の理由は？

①外交保護権の衝突

⑥複数の国家に自由に入出国したり居住できたりすることが法的に保護された利益ではないこと

複数国籍の弊害  
(同一人1人1国籍)

⑤入国管理業務の阻害

②兵役義務の衝突

③納税義務の衝突

④重婚の発生



# 複数国籍肯定の世界的潮流

国連の報告書によると、

2011年時点で、

国連加盟国の72%以上が、

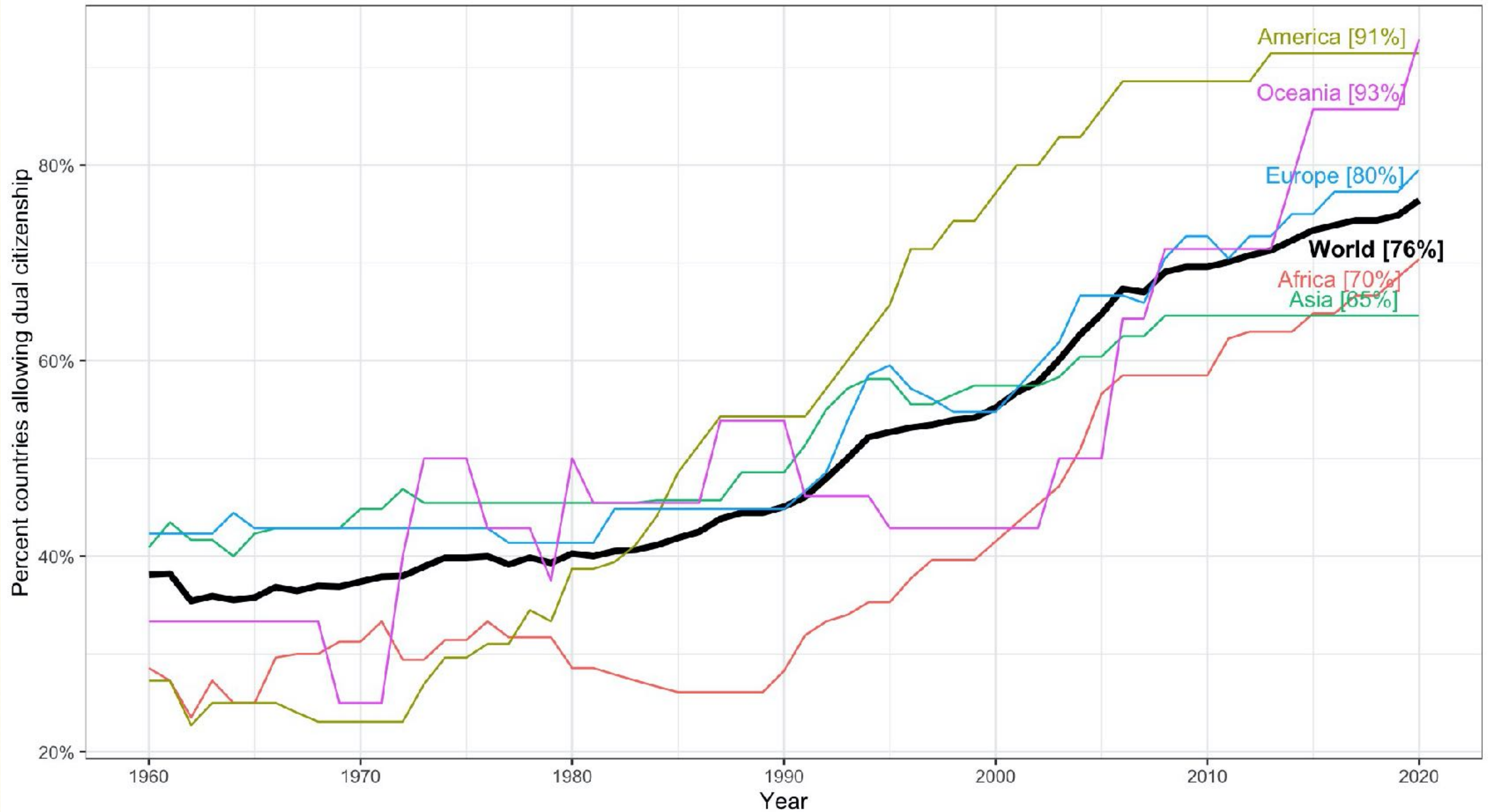
**外国に行ってその国の国籍を取得しても原国籍を維持できる制度**  
を持っているとのことだったが。。。

**GLOBAL DUAL CITIZENSHIP DATABASE**

---



Expatriate dual citizenship acceptance, global trend and by world region, 1960-2020 [% in 2020]



Source: MACIMIDE Global Expatriate Dual Citizenship Dataset, v5.00 [2020]



# 個人と国（社会）、双方の利益

複数国籍を肯定することは、

- ①国の安定、
- ②移民の統合、
- ③安定した将来計画、
- ④人権擁護、
- ⑤複合的なアイデンティティへの対応  
に役立つ。

(近藤敦)

---



---

# 国籍法11条1項と同様の規定を廃止した フランスの議論

---

1954年4月9日法導入時

「外国でフランスの文化や道徳的・経済的影響を伝播させられる状況にあるフランス人に、たとえ職業に就いている国の国籍を自らの意志で獲得したとしても、フランス国籍を保持させることは重要である。国籍の取得はしばしば何らかの役割行使の条件である」

(パトリック・ヴェイユ、「フランス人とは何か—国籍をめぐる包摂と排除のポリティクス」)

---



---

# 国籍法 11 条 1 項と同様の規定を廃止した オーストラリアの議論

---

2000年、オーストラリア市民権委員会の報告書

「ここでの問題は、オーストラリアが複数市民権を認めるべきかどうか、ではなく、他国の市民権を申請し、取得したオーストラリア市民がオーストラリア市民権を喪失することを認めるべきかどうか、である。」

「（出身国の市民権を喪失せずに他国の市民権を取得することを容認しているニュージーランド、大英帝国、アイルランド、カナダ、フランス、米国、イタリアなどの）国々は、単純に、国際的に移動する人口を数多く抱え、彼らがたとえ他国の市民権を取得したとしても人々との結びつきを保持することができることを承認している。委員会は、これらの国々が上記の実践の結果として何らかの不利益を被っているとは考えない。」

（坂東雄介、「オーストラリアにおける二重市民権の位相—1948年オーストラリア市民権法 s17削除論を中心に」、2019年）。

---



---

「他の国へ進出するオーストラリア市民が、便益のためにその国の市民権を取得しようとしたときに、オーストラリア市民権を喪失してしまうため、外国での市民権取得を断念してしまう。」

「市民権を取得しようとする国で居住・労働することを希望するオーストラリア市民にとって、オーストラリア市民権を失う恐怖にさらされ続けることは、その国でオーストラリアのプレゼンスを拡大することについて、不必要な障害となっている。

委員会は、この状況がオーストラリアにとって望ましい状況だとは考えない。同じように、オーストラリアの国益にも適うとは思えない。」

(坂東雄介、「オーストラリアにおける二重市民権の位相—1948年オーストラリア市民権法 s17削除論を中心に」、2019年)

---



# 国籍はく奪による個人の不利益

## 居住国の国籍と日本国籍どちらも必要な理由

### ▶ 居住国の国籍がないと困ること

- ① 就労の機会や社会保障（年金、教育機関の授業料免除や奨学金）、相続などの場面で不利。
- ② 税金を納めているが参政権はないので、自分の暮らしに影響する政策決定にかかわれない。
- ③ 国際結婚家族で家族内の国籍が異なると家族離散のリスクがある。
- ④ 在留資格も不安定。 などなど

### ▶ 日本国籍がないと困ること

- ① アイデンティティ、祖国とのつながりが断たれる。
- ② 家族の介護に融通をきかせられない。 などなど



19世紀に作られた時代遅れの法律が、  
個人と社会を苦しめ、不幸にしていく

# ザンビ条項

---



19世紀に作られた時代遅れの法律が、  
個人と社会を不幸にしていく





## 2 国籍はく奪条項違憲訴訟

### (3) 主な争点

---



---

▶ 1. 外国籍取得希望者の確認の利益（行政事件訴訟法）

▶ 2. 憲法 22 条 2 項の保障内容

日本国籍を保持する自由、離脱しない自由

▶ 3. 憲法 10 条の立法裁量の広狭

国民主権原理、基本的人権尊重原理、「個人の尊重」原理（憲法 13 条）

▶ 4. 憲法 14 条 1 項の平等原則

▶ 5. 国家賠償法上の違法性

---



- 
- ▶ 1. 外国籍取得希望者の確認の利益
  - ▶ 2. 憲法 22 条 2 項の保障内容
  - ▶ 3. 憲法 10 条の立法裁量

## 日本国籍の憲法上の重要性と、 個人が受ける不利益

VS.

複数国籍防止の必要性

---



---

# 国籍はく奪に関する憲法学説

---

- 松本和彦（憲法Ⅰ基本権、穴戸・松本（321頁））
  - 赤坂正浩（憲法Ⅰ人権（第5版）、14頁）
  - 松井茂記（日本国憲法（第3版）、139頁）
  - 長谷部恭男（注釈日本国憲法（2）、45頁）
  - 穴戸常寿（憲法Ⅰ基本権、33頁）
  - 近藤敦（人権法、44頁。同第2版、34頁以下）
  - 宮崎繁樹（放棄された領土と住民の国籍（42頁））
-



---

松本和彦（憲法Ⅰ基本権、穴戸・松本（321頁））

「国籍離脱の自由は、国籍を離脱しない自由、すなわち、現在有している日本国籍を喪失させられることのない自由も含むと解される。それゆえ、国籍を恣意的に剥奪されない自由も、ここで保障される。…仮に二重国籍防止の正当性が失われたら、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失も、国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになるう。」

赤坂正浩（憲法Ⅰ人権〔第5版〕、14頁）

「国籍離脱は、政治的・宗教的・民族的理由などで自国政府から迫害を受けた国民が、その法的支配を脱して他国の構成員になるという、政治的には大変重要な意味を持つ決断の場合がある。日本国憲法は、個人の価値は国家の価値にまさるという「個人主義」の立場を徹底させて、国籍離脱を権利として認めた。逆に、日本政府が日本国民の国籍を剥奪することは、この規定が禁止していると理解できる。」

---



---

松井茂記（日本国憲法〔第3版〕、139頁）

「日本国憲法は、日本という政治共同体の不可欠の構成員である「市民」を当然「国民」と想定している。国会は、これらのすべての市民に日本国籍を与える憲法上の義務がある。それゆえ、国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制約されているというべきである。それゆえ、これらの市民の国籍を否定したり国籍を剥奪することは、やむにやまれない政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されないものと考えるべきである。」

長谷部恭男（注釈日本国憲法（2）、45頁）

沿革として美濃部達吉の「国家は国民の意思に反して一方的に之（国籍）を剥奪することを得ず」との見解を引用し、アメリカ判例、イギリス国籍法を比較対象として挙げたうえで、「国籍の保持が当該国家によって自己の権利・利益を保障される前提条件となっていることを考えれば、合衆国判例の立場を原則とすべきであろう」として、本人の意思に反して国籍を奪うことは原則としてできないと論じています。

（ここで挙げられている合衆国判例とは、連邦議会は合衆国市民権を本人の意思に反して奪うことができないとするAfroyim v. Rusk, 387 U.S.253,267(1967)のことです。）

---



---

穴戸常寿（憲法 I 基本権、33頁）

平成20（2008）年6月4日最高裁判所大法廷判決をふまえて「国籍の付与が立法裁量に属するとしても、ひとたび国籍を取得した者から、公権力が、恣意的に国籍を奪うことは憲法上禁止されていると解すべきである。」と論じています。

宮崎繁樹（放棄された領土と住民の国籍（42頁））

ローマ法以来の法原則（「法律が共通善に合致するためには、民衆の承諾よりも良いしるしはない。」）及び憲法13条を根拠に、次のように述べています。

「国籍喪失によって当該者が無国籍者とならない場合であっても、本人の申請、同意によらずに当該者の国籍を失わせしめんとする場合は、公共の観点から国籍の剥奪が必要と認められる場合に限られると解すべきである。」

---



---

## 近藤敦（人権法、44頁）

端的に日本国籍の恣意的剥奪は禁止されるとしています。

さらに、近藤敦（「複数国籍と国籍離脱の自由」、2020年、『重国籍制度および重国籍者に関する学際的研究 研究成果報告書』）は、次のように論じています。

「日本国憲法22条2項の沿革は、イギリスなどからの移民に対して、1868年にアメリカ議会が「国籍離脱は、すべての人民の自然かつ固有の権利」と宣言したことに由来する。しかし、実際には、国籍離脱の自由は、「個人の意思に反して国籍の離脱を強制されない自由」の側面も重要である。「自己の意思に反して国籍を離脱しない自由」、すなわち「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」を「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定める憲法13条と結びついた憲法22条2項の「国籍を離脱する自由」が保障している。後述するAfroyim v. Rusk, 387 U.S.253 (1967)およびVance v. Terrazas, 444 U.S.252(1980)にみるように、国籍離脱の強制について、立法裁量に制約を課すのが今日のアメリカの重要な判例法理である。国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制限されており、日本国籍を剥奪することは、やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない。特別に国家の安全や国益を脅かす事例を除き、一般に、通常の帰化などにより外国の国籍を取得しただけで日本国民の国籍を剥奪する場合に、やむにやまれぬ政府利益があるものとはいえない。」

---

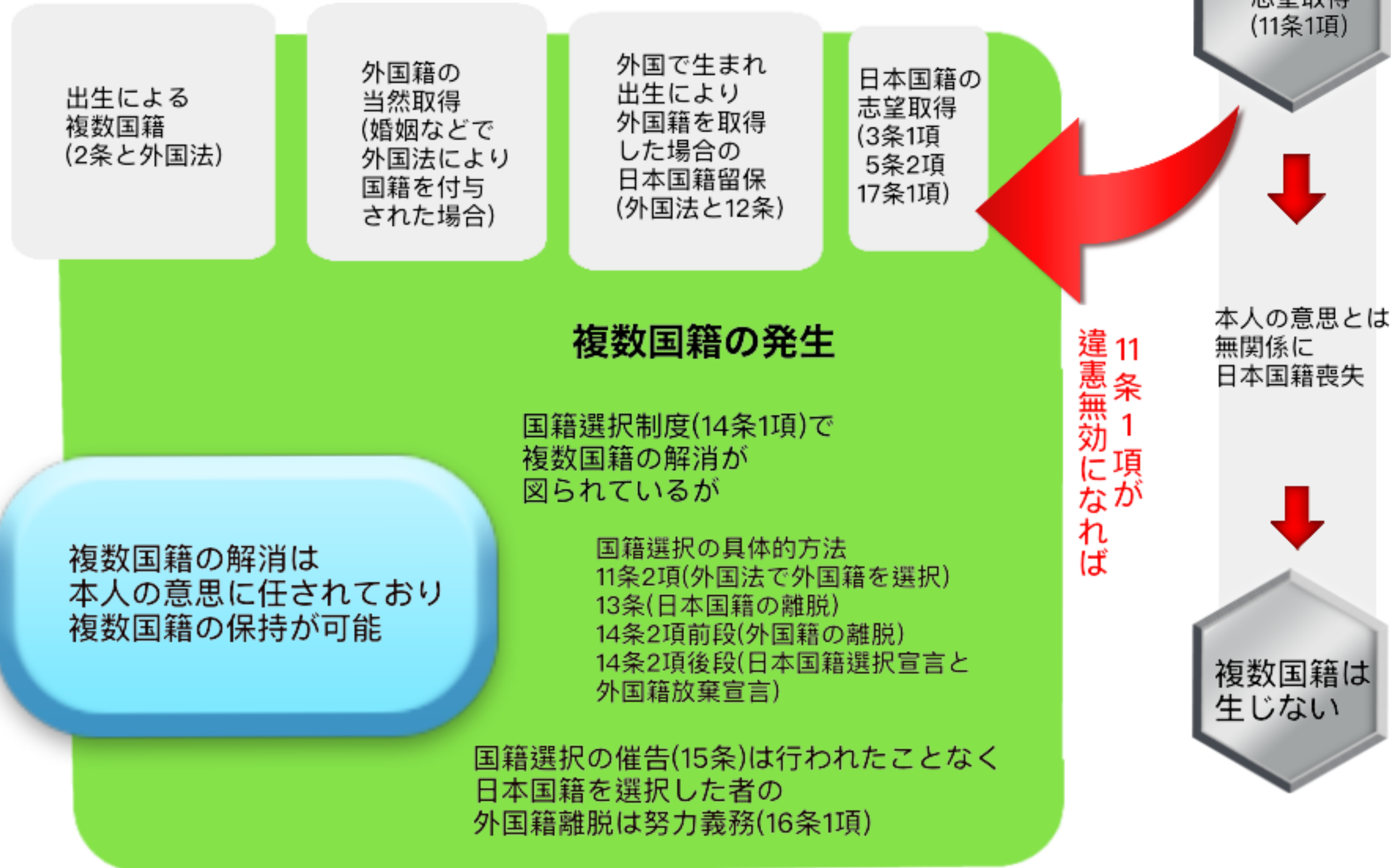


## ▶ 4. 憲法14条1項の平等原則

国籍選択の機会、  
日本国籍を保持する  
機会について取扱い  
の差異がある。

許されるか？

### 国籍法における 複数国籍の防止・解消の制度





## 2 国籍はく奪条項違憲訴訟

### (4) 地裁判決

---



# 東京地裁判決 2021年1月21日

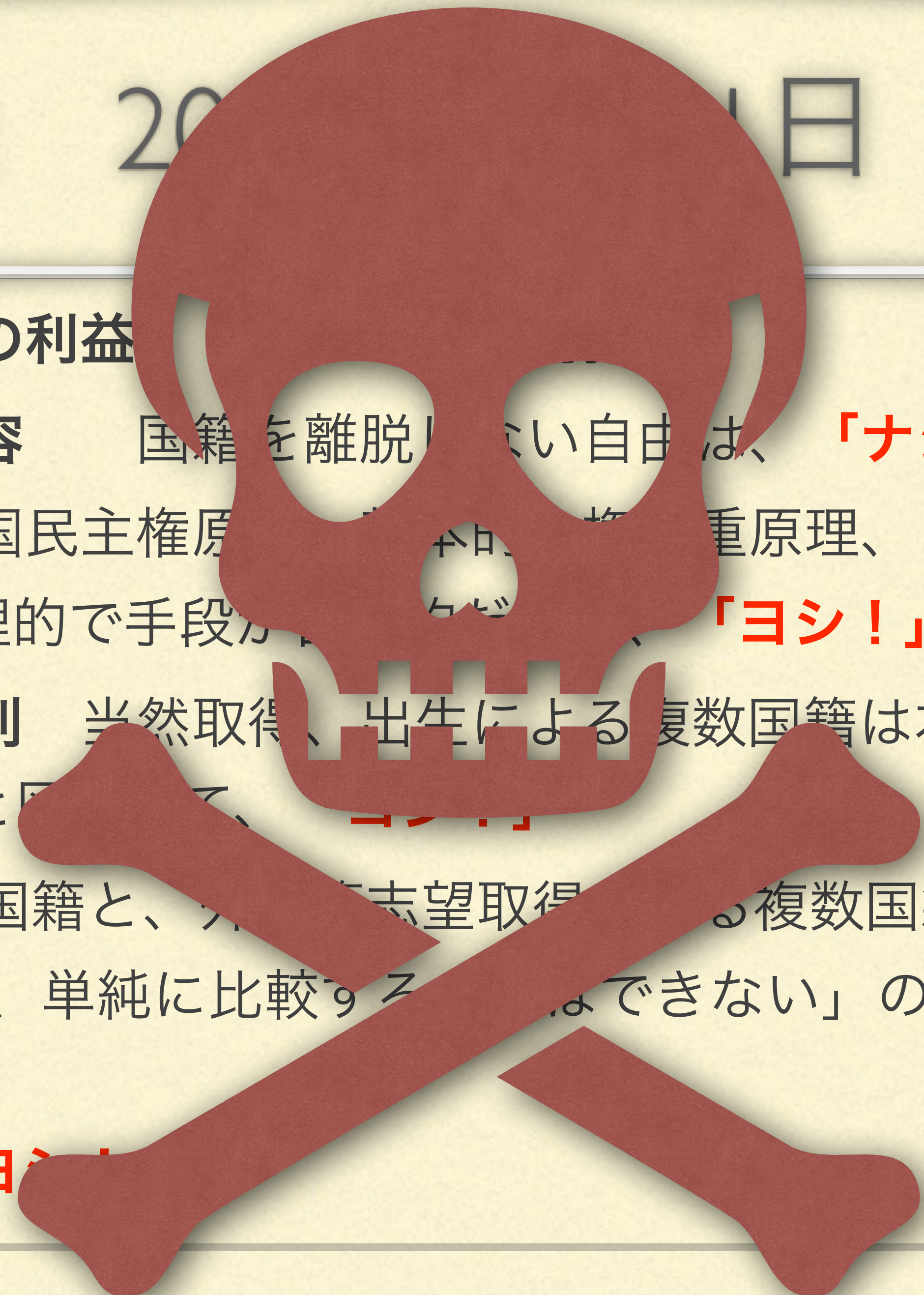
- ▶ 1. 外国籍取得希望者の確認の利益 「ナシ！」 門前払い
  - ▶ 2. 憲法22条2項の保障内容 国籍を離脱しない自由は、「ナシ！」
  - ▶ 3. 憲法10条の立法裁量 国民主権原理、基本的人権尊重原理、「個人の尊重」原理などで制約があるとしても、目的が合理的で手段が合理的だから、「ヨシ！」 「兵役の衝突」もあるよ！
  - ▶ 4. 憲法14条1項の平等原則 当然取得、出生による複数国籍は本人の意思によらずに生じるから、外国籍志望取得の場合と区別して、「ヨシ！」  
日本国籍志望取得による複数国籍と、外国籍志望取得による複数国籍については、「全く異なる場面を想定した規定であるから、単純に比較することはできない」ので不合理とは言えず、「ヨシ！」
  - ▶ 5. 当事者の声 ムシして「ヨシ！」
-



# 東京地裁判決

20

日



- ▶ 1. 外国籍取得希望者の確認の利益
- ▶ 2. 憲法22条2項の保障内容 国籍を離脱し、新しい自由は、「ナシ！」
- ▶ 3. 憲法10条の立法裁量 国民主権原則、平等原則、比例原則、「個人の尊重」原理などで制約があるとしても、目的が合理的で手段が「ヨシ！」 「兵役の衝突」もあるよ！
- ▶ 4. 憲法14条1項の平等原則 当然取得、出生による複数国籍は本人の意思によらずに生じるから、外国籍志望取得の場合と異なる、「ヨシ！」  
日本国籍志望取得による複数国籍と、外国籍志望取得による複数国籍については、「全く異なる場面を想定した規定であるから、単純に比較する事できない」ので不合理とは言えず、「ヨシ！」
- ▶ 5. 当事者の声 ムシして「ヨシ！」



# 東京地裁判決

2011年11月11日

▶ 1. 外国籍取得希望者の確認の利益

▶ 2. 憲法21条2項の保障内容

▶ 3. 憲法10条の立法裁量

▶ 4. 憲法14条1項の平等原則

▶ 5. 当事者の声

# 違憲判決

日本国籍志望取得による複数国籍と、外国国籍志望取得による複数国籍については、「全く異なる場面を想定した規定であるから、単純に比較する事できない」ので不合理とは言えず、「ヨシ！」

ムシして「ヨシ！」



## 2 国籍はく奪条項違憲訴訟

### (5) 控訴審の闘い

---



# 評釈・意見書からの原判決批判

§ 憲法22条2項の体系的解釈を怠った。

憲法22条2項の源流である米国法 アフロイム対ラスク事件判決

§ 複数国籍の弊害の実証的な検討を怠った。

§ 正義に反する結果を肯定してしまった。

○ 複数国籍については、認めることがむしろ憲法の基本原理による要請。

○ 日本国民から主権者たる資格・地位である日本国籍を剥奪する立法は、やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない。

---



# 補充と新主張①

- § **憲法10条は国籍剥奪を許容していない（ジョン・ロールズ「政治的リベラリズム」）**
  - § 美濃部達吉（明治憲法下の通説）は国籍の専断的（恣意的）はく奪を禁止。
  - § 現行憲法の制定権者が、国籍はく奪を法律（多数決）に委ねたとは考えられない。
  
  - § **世界人権宣言「専断的な国籍剥奪禁止の原則」、そのガイドライン（2020年）**
  - § 日本政府は、サンフランシスコ講和条約で世界人権宣言の目的実現に努力することを約束。
  - § 明治憲法下での通説につながる内容であり、日本政府も国籍を専断的に剥奪されない権利を認めてきた（1984年国会答弁）。
-



# 補充と新主張①

原判決の基準を用いるなら  
「合理性」を立法事実  
に照らして精査すべき

§ 複数国籍の防止にとって、国籍法11条1項は焼け石に水一滴。

1985年以降、100万人以上の複数国籍者の発生に対し、約2万5000人防止できたのみ。

国籍喪失届数（上段）及び国籍離脱者数（下段）の推移

（単位：人。木棚照一「逐条国籍法」865~866頁及び法務省HPより作成）

昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年
1230	1056	1026	740	618	531	504	549	619
246	220	187	298	272	269	213	217	183
平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
1107	1093	785	558	507	457	523	472	483
189	173	160	157	114	184	214	169	142
平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
563	450	467	503	515	567	506	608	619
150	156	169	203	211	175	151	159	179
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
628	583	712	711	767	899	921	1,058	1,172
209	180	168	262	380	603	518	613	770
平成30年	令和元年	令和2年	累計	S57以降	S60以降			
1,300	1,286	891		28584	25272			
962	945	705		11475	10822			

国籍喪失届数：

1984（昭和59）年国籍法改正の翌年1985（昭和60）年から2020（令和2）年までの36年間  
累計25,272人（年平均702.08人）

1982（昭和57）年から2020（令和2）年までの39年間 累計28,584人（年平均732.29人）

国籍離脱者数：

1984（昭和59）年国籍法改正の翌年1985（昭和60）年から2020（令和2）年までの36年間  
累計10,822人（年平均300.61人）

1982（昭和57）年から2020（令和2）年までの39年間 累計11,475人（年平均294.23人）



## 補充と新主張③

§ 外交保護権の衝突を国際法に則って処理せず主権者から日本国籍を剥奪してすますのは、国民の奉仕者たる国家機関の怠慢、悪質な背信行為、権力の私物化。

§ 生来的複数国籍の発生を広く認める法改正をしておきながら、複数国籍は防止すべき、国家と社会に迷惑だ、と法律で宣言するのは、生来の複数国籍者の人格を傷つけ、「個人の尊重」原理に反する。

---



## 補充と新主張④

- § **生活や家族関係が国境を越えた人たちの幸福追求を阻害する差別**  
社会情勢で何かあれば家族離散も。
  - § **「法律の不知」による国籍喪失からのセーフガードがないという差別**  
知らないうちに日本国籍喪失。選択制度なら防げる。
-



## 補充と新主張⑤

§ 憲法の基本原理をないものとした憲法尊重擁護義務違反。

### 明治憲法への回帰

「自分たちはまだ明治憲法下に置かれている、  
臣民として支配され、“棄民”され続けている」

---



### 3 「重なり合うコンセンサス」の可能性





# 憲法の正当性と「重なり合うコンセンサス」

## ジョン・ロールズの『政治的リベラリズム』

- 欽定憲法としての明治憲法、民定憲法としての現行憲法
- 「信託」理論など、社会契約論の流れを汲む現行憲法
  - ← 「社会契約など現実にはあり得ない！」 美濃部達吉
  - ← 「国家は合意で形成される会社などとは違う！」 平賀健太

社会契約はフィクションであることを認めながらも、自由でリベラルな民主主義国家の正当性を契約理論で説明したのが、「正義論」「公正としての正義」で有名なジョン・ロールズ

---



---

# 社会契約による自由な民主主義国家の憲法、 いいかえると「政治的リベラリズム」の憲法は、

---

- ① **自由で平等で対等な市民同士が、**
  - ② 各自が現実の社会において占める社会的・経済的地位、自然的資質や能力、知性や体力、選好・目的・関心、何を幸福と考えるか、性・年齢・職業など、自分に関わる一切の知識を知らない「**無知のヴェール**」に覆われた原初状態の中で、
  - ③ 特定の個人の立場を超えて、自分が現実社会のどのような立場に置かれても困らないように、合理的に、つまり**自分が社会において考えられうる最悪の事態に見舞われたとしても人生全体で見れば最大の利益を確保**できることを目指して、
  - ③ 合意に市民全員が互いに従うことを**受け容れるという相互性**を前提に、
  - ④ 宗教や思想・信条といった“道理に適った包括的教説”が複数存在する民主主義社会において**異なる**“道理に適った包括的教説”に従って生きる人たちが**共通して受け容れることのできる“重なり合うコンセンサス”**として、制定される。
-



---

社会契約による自由な民主主義国家の憲法の解釈にあたっては、**多様な個人である憲法制定権者たち**が共通して受け容れることのできる**“重なり合うコンセンサス”**の探求が不可欠。

もし時代の変遷とともに人々の**規範意識**などに**変化**が生じたら、その新たな規範意識を持つ人々を含むすべての個人が共通して受け容れることのできる**“重なり合うコンセンサス”**とは何か、すなわち**憲法の新たな解釈**が、権限のある機関によって探求され、適時、示されなくてはならない。**憲法の正当性が時代を超えて将来の世代にも受け入れられていくには、この作業が不可欠。**

---



---

現行憲法における“重なり合うコンセンサス”に、“**日本国民には日本国籍のみがあれば幸福追求には十分**”であり、“**複数国籍は弊害が現実化しなくても排除すべき**であり、**そのためには日本国籍を剥奪してもかまわない**”、などという合意は含まれ得ない。

なぜなら、

---



---

① **「無知のヴェール」**に覆われた状態の憲法制定権者には、**自分の日本国籍が多数決で定める法律で奪われかねない憲法体制を避けようとするインセンティブ**が働く。

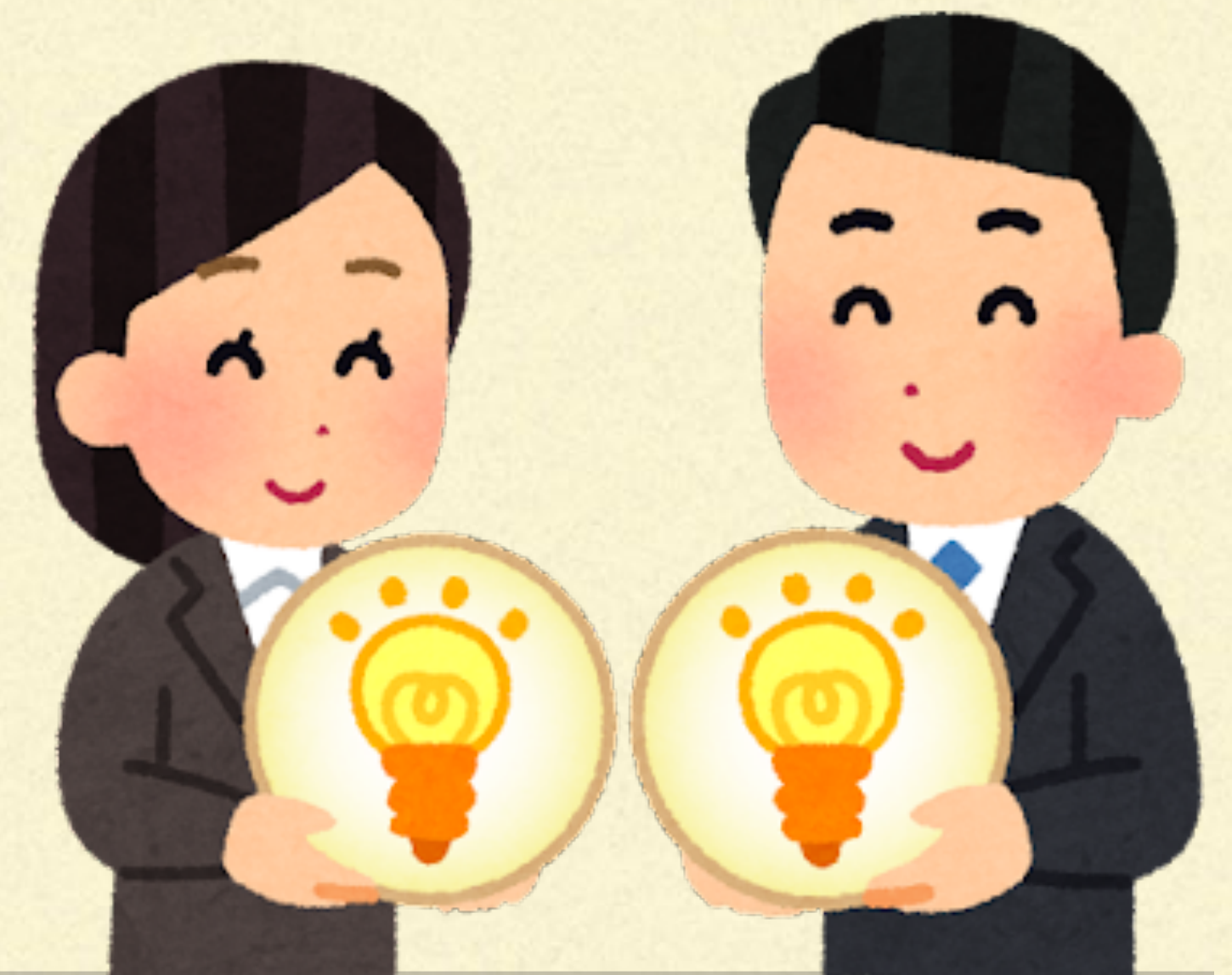
② 仮に日本国籍を法律により奪われる場合を設けることに合意するとしても、**複数国籍の存在を受容する憲法**を制定しておきながら（憲法22条2項は複数国籍の存在と存続を前提としている）、立法その他の国政のうえで最大の尊重を受けると定めた**「幸福追求」（憲法13条）**のために**外国籍を取得した者から、複数国籍防止を理由に日本国籍をはく奪できるとする**のは、あまりにも整合性がなく、通常あり得ない。

---



# 「重なり合うコンセンサス」の応用可能性

- 同性婚を排除する「重なり合うコンセンサス」って、あり得るか？
- 強制的夫婦同姓を許容する「重なり合うコンセンサス」って、あり得るか？
- ほかにも？





---

東京高裁 判決予定日

2023年2月21日 13時30分

---

- いざ、勝訴して、最高裁へ！





- 
- 
- [change.org](https://change.org) 日本人が外国籍を取得した際、日本国籍を保持するか放棄するか選べるようにするため、私たちの運動を応援してください
  - [kokuzaikazoku.com](https://kokuzaikazoku.com) 日本人の外国籍取得に関するアンケート 調査結果（2021年10月）

- 

---



# 国籍はく奪条項違憲訴訟の情報はこちらで！

- 国籍はく奪条項違憲訴訟 支援ネットワーク ホームページ

<http://yumejitsu.net/>

- こくせきたろう Twitter <https://twitter.com/kokusekitaro>





---

## 参加者からの質問（抜粋）

---

Q 韓国が複数国籍を肯定するようになったそうですが、どのような理由からでしょうか？

Q インドの在外インド市民制度って？

---



---

Q：韓国が複数国籍を肯定するようになったと聞いていますが、どのような理由からでしょうか？

---

「韓国の国籍法改正—限定的な重国籍の容認—」 海外立法情報課 藤原 夏人（外国の立法 245(2010.9)）

①少子高齢化により経済活動人口が減少するため、移民門戸の拡大の必要性がさらに高まる、②グローバル化や技術革新によって国家間の人の移動が頻繁になり、優秀な人材の誘致競争が激化するため、優秀な人材の誘致と流出防止のための政策の必要性がさらに高まる、③結婚移民者などの増加により移民者数は増加し続けるため、移民者の社会統合の必要性がさらに高まる

→①開放的な移民受入れを通じた国家競争力の強化、②質の高い社会統合、③秩序ある国境管理、④外国人の人権擁護という4つの目標

---



---

# Q インドの在外インド市民制度って？

---

近藤敦、2012年「複数国籍の容認傾向」より：

インドの社会発展に貢献し、インド出身者の文化的な繋がりを維持するために2003年に16か国の在外インド市民について一種の複数国籍を認める国籍法改正を行った。

在外インド市民とは、16の特定国の国民であるインド出身者であり、特定国の国民になる直前にインド国民であった者であり、インド政府により在外国民と登録されている者である。在外インド市民は、インド国民と平等の公務就任権を持たず、国会の選挙権と被選挙権を持つものではないが、入国と出国の自由を有する。450万人。

※ 制度の詳細を、

「在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害」（中西みのり、2022年4月、[国際結婚を考える会 会報誌第7号](#)所収）が解説してくれています。

---